

## グループホームすいーだ 料金表

令和4年10月1日現在

① 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費》

要介護度	基本単価	利用料	利用者負担額		
			1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援2	748	7,480円	748円	1,496円	2,244円
要介護1	752	7,520円	752円	1,504円	2,256円
要介護2	787	7,870円	787円	1,574円	2,361円
要介護3	811	8,110円	811円	1,622円	2,433円
要介護4	827	8,270円	827円	1,654円	2,481円
要介護5	844	8,440円	844円	1,688円	2,532円

② 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《認知症対応型共同生活介護》

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要介護度による区分なし	夜間支援体制加算 (I)	50	500円	50円	100円	150円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	夜間支援体制加算 (II)	25	250円	25円	50円	75円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000円	200円	400円	600円	医師により、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所することが適当と判断された者に対し、サービス提供を行った場合に算定する加算料金です。入居を開始した日から起算して7日を限度として算定します。
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
	看取り介護加算	72	720円	72円	144円	216円	看護師の配置と夜間における24時間連携体制の確保等を行

看取り介護 加算	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	い、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。
看取り介護 加算	680	6,800 円	680 円	1,360 円	2040 円	
看取り介護 加算	1,280	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3840 円	
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	入所後 30 日間に限り算定する1日当たりの加算料金です。
医療連携体 制加算 (I)	39	390 円	39 円	78 円	117 円	事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する加算料金です。
医療連携体 制加算 (II)	49	490 円	49 円	98 円	147 円	事業所の職員として看護職員を常勤換算法で1名以上配置していること。また事業所の看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により24時間連絡できる体制事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、看護師により24時間連絡できる体制を確保する。 ※1に該当すること。 ※2いずれかに該当する状態の利用者が1名以上であること。痰吸引を実施。人工呼吸器を使用。中心静脈注射を実施。人工腎臓を実施。重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施。人工肛門又は人工肛門の処置を実施。経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。褥瘡に対する治療の実施。気管切開が行われている。 1日当たりの加算料金です。

医療連携体制加算 (Ⅲ)	59	590 円	59 円	118 円	177 円	事業所の職員として看護師を常勤換算法で 1 名以上配置していること。また事業所の看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携によりより 24 時間連絡できる体制事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を 1 名以上確保し、看護師により 24 時間連絡できる体制を確保する。 ※ 1 に該当すること。 ※ 2 に該当すること。 1 日当たりの加算料金です。
退居時相談援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	利用期間が 1 月を超える利用者が退居する際に退居後の居宅サービス又は地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対して情報提供をした場合に算定する加算料金です。
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する方が対象となります。(医師の判断が必要です)
栄養管理体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	管理栄養士(外部との連携を含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	Ⅰ：介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 Ⅱ：介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	Ⅲ：介護福祉士 50%以上または常勤職員 75%以上または勤続 7 年以上 30%以上

入退院支援 の取組	246	2460 円	246 円	492 円	738 円	入院後 3 カ月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている場合に算定する 1 日当たりの加算です。
口腔衛生管理 体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
口腔・栄養 スクーリン グ加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	利用開始時及び 6 カ月ごとに口腔の健康状態のスクーリング及び栄養状態のスクーリングを行った場合に算定される 1 回当たりの加算料金です。
生活機能向 上連携加算 ( I )	100	1000 円	100 円	200 円	300 円	Ⅱ と異なる点：通りハ等のサービス提供の場合又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を受け計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
生活機能向 上連携加算 ( Ⅱ )	200	2000 円	200 円	400 円	600 円	・ 訪リハ、通りハ、リハ実施提供施設の PT、ST、医師がグループホームを訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
科学的介護 推進体制加 算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	・ 利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前記の情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。

介護職員処 遇改善加算 (Ⅰ)	所定単 位数の 111/1000	基本サ ービス 費に各 種加算 減算を 加えた 総単位 数の 11.1%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす 場合の1月当たりの加算料金 です。
介護職員処 遇改善加算 (Ⅱ)	所定単 位数の 81/1000	基本サ ービス 費に各 種加算 減算を 加えた 総単位 数の 8.1%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員処 遇改善加算 (Ⅲ)	所定単 位数の 45/1000	基本サ ービス 費に各 種加算 減算を 加えた 総単位 数の 4.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員等 特定処遇改 善加算 (Ⅰ)	所定単 位数の 31/1000	基本サ ービス 費に各 種加算 減算を 加えた 総単位 数の 3.1%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす 場合の1月当たりの加算料金 です。
介護職員等 特定処遇改 善加算 (Ⅱ)	所定単 位数の 23/1000	基本サ ービス 費に各 種加算 減算を	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

		加えた 総単位 数の 2.3%				
介護職員等 ベースアッ プ等支援加 算	所定単 位数の 23/1000	基本サ ービス 費に各 種加算 減算を 加えた 総単位 数の 2.3%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす 場合の1月当たりの加算料金 です。

《介護予防認知症対応型共同生活介護》

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要支援度による区分なし	夜間支援体制加算（Ⅰ）	50	500円	50円	100円	150円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	250円	25円	50円	75円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000円	200円	400円	600円	医師により、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所することが適当と判断された者に対し、サービス提供を行った場合に算定する加算料金です。入居を開始した日から起算して7日を限度として算定します。
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
	初期加算	30	300円	30円	60円	90円	入所後30日間に限り算定する1日当たりの加算料金です。

退居時相談 援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	利用期間が1月を超える利用者が退居する際に、退居後の居宅サービス又は地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対して情報提供をした場合に算定する加算料金です。
認知症専門 ケア加算 (Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
認知症専門 ケア加算 (Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する方が対象となります。(医師の判断が必要です)
栄養管理体制 加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	管理栄養士(外部との連携を含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定する1月当たりの加算料金です。
サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
サービス提 供体制強化 加算(Ⅱ)	18	180 円	18 円	18 円	54 円	Ⅰ：介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上
サービス提 供体制強化 加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	Ⅱ：介護福祉士 60%以上 Ⅲ：介護福祉士 50%以上または常勤職員 75%以上または勤続 7 年以上 30%以上
入退院支援 の取組	246	2460 円	246 円	492 円	738 円	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている場合に算定する1日当たりの加算です。
口腔衛生管 理体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定する1月当たりの加算料金です。
口腔・栄養 スクーリン グ加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	利用開始時及び6カ月ごとに口腔の健康状態のスクーリング及び栄養状態のスクーリングを行った場合に算定される1回当たりの加算料金です。

生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100	1000 円	100 円	200 円	300 円	Ⅱと異なる点：通りハ等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を受け計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	2000 円	200 円	400 円	600 円	・訪リハ、通りハ、リハ実施提供施設の PT、ST、医師がグループホームを訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
科学的介護推進体制加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し。必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前記の情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 111/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 11.1%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 81/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 8.1%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	



介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 45/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 4.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 31/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 3.1%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 23/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 2.3%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 23/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 2.3%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。

※地域区別の単価（その他 10.0円）

※上記費用は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」と言います。）によるものとし、その1割又は2割又は3割が自己負担となります。利用者負担額減免を受けられている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。

③ その他の費用について（介護保険給付サービス外）

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 28,000円 月途中における入退居については（930円/日×利用日数）となります。 入院・外泊等の不在時の日割り減額はありませぬ。
------	---

② 食費	<p>朝食 340円 昼食 455円 夕食 450円</p> <p>入院・外泊等の不在時はその食数分を計算除外。</p> <p>ミキサー食・刻み食の場合は上記金額に3%加算されます。(小数点以下切り捨て)</p> <p>ムース食を希望される場合は上記金額に対し一食あたり140円が加算されます。</p> <p>行事食は別途料金となります。例：敬老会、新年会など</p>
③ おやつ代	<p>日額 55円</p> <p>入院・外泊等の不在時はその食数分を計算除外。</p> <p>10時、15時のおやつ、飲み物代他</p>
④ 光熱費	<p>日額 255円</p> <p>入院・外泊等の不在時はその日数分を計算除外(入退所、入退院当日は算定されません)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個室の照明、空調電気使用分、共用スペース電気使用分</li> </ul>
⑤ 管理・衛生費	<p>日額 420円</p> <p>入院・外泊等の不在時の減額はありませぬ。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物保守点検、維持管理費、設備保守管理並びに水道、下水使用料、火災保険、感染対策費、衛生管理費他</li> </ul>
⑥ 電気代季節加算	<p>月途中における入居については日割りとなります。</p> <p>(退所または入院・外泊等の不在時の日割り減額はありませぬ。)</p> <p>11月1日～1月31日 月額 5,500円</p> <p>2月1日～2月28日 月額 7,000円</p> <p>3月1日～4月30日 月額 5,500円</p> <p>6月1日～9月30日 月額 5,000円</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房の使用量がアップする期間の加算料金</li> </ul>
⑧ その他(実費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。</li> <li>・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。</li> <li>・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。</li> <li>・ おむつ代、理美容代、行事費、医療費、医薬品、新聞、その他</li> </ul> <p>入院期間のサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院時は介護保険が適応しないため、入院時の洗濯、必需品のお届け等には別途料金が発生します。(所要時間1時間まで2000円、以降30分毎に750円が加算されます。洗濯1回250円)</li> <li>・ 利用契約書第13条⑥における入院期間や外出時の期間が2週間を超えること明らかな場合は、不在期間1日目より、居室確保における料金として別途加算されます。(入院日翌日を1日目とし退院日は対象となりませぬ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日目より一日あたり700円加算</li> <li>・ 31日目より一日あたり800円加算</li> </ul> </li> </ul>
⑩ 退居時清掃料	<p>退居時のみ 19,800円</p>

	<p>退居時のハウスクリーニング代</p> <p>※利用期間が30日間以上から適応します。</p> <p>基本清掃項目：床壁天井、照明、窓、換気扇、ベッドの清掃。（当施設指定の業者が行います）</p> <p>壁紙等補修が必要な場合は別途料金が発生する場合があります。</p>
--	---

#### 附則

- （1）この重要事項説明書別紙は、令和4年10月1日から実施する。  
内容に変更があった場合には、その都度作成することができる。